広島市政と市民

市民ダイヤル
43－6783
43－0440
市政に対する苦情、要望、意見などは、この市民ダイヤルで、公聴課へおかけください。

6月1日号 No 382

6月1日から7日まで 第13回水道週間始まる

水道施設の開放など

■水道週間とは

この水道週間は、健康を守り、産業をおこし、消火に役立ち、豊かな生活に貢献する水道に対して、市民のみなさんに一層の理解と関心をもっていただくために設けられたもので、毎年6月1日から1週間を水道週間に定め、全国でいろいろな行事が開催されます。広島市の水道局でも、この週間につぎのような行事を計画していますので、ぜひご利用ください。

■施設の一般開放

牛田浄水場と緑井浄水場を午前10時から午後3時まで、自由に見ていただきますが、とくに、毎日午前10時と午後2時の2回、係員が場内の施設を案内して、取水から浄水、配水に至るまでの過程など、「きれいな水づくり」に関して、いろいろ説明します。

■特別相談所の開設

基町水道局、千田町管理部、沼田支所の3か所に、特別相談所を設け、水道に関するいろんなご相談に応じます。

■飲料水の無料検査

井戸水などを飲料水に使用している人で、水の検査を希望される人は、無料検査を行ないます。水の検査は、①有害物質を含んでいないか②異常な酸性やアルカリ性はないか③臭みやニゴリはないか――などを調べ、飲料水としての適否を判定します。検査を希望される人は、よく洗った容器（1升ビンなど）に1.8リットル程度の水を入れて、牛田浄水場、基町水道局、千田町管理部のいずれかへご持参ください。

■サービスカーの市内巡回

サービスカーがみなさんの地区を巡回してパッキン修理などの簡単な修繕や水道に関する相談をお受けします。また、パッキン修理に便利な「修繕セット」（100円）も販売しますからご利用ください。

映画フィルムを貸出し

日常生活に欠かせない水の役割りや水道事業を、広く市民のみなさんに理解していただくため、つぎの映画フィルムを無料で貸し出します。学校や婦人会、町内会、子ども会などで、どしどしご利用ください。ご希望のかたは、水道局企画調査課（基町9―32　電話21―4211内線241）へお申し出ください。

◇PR映画「水とくらし」／16ﾐﾘ、カラー映写時間20分。複雑な水道施設のしくみを、わかりやすく紹介。

◇記録映画「水をつくる」／16ﾐﾘ、カラー映写時間25分。緑井浄水場の建設を主体に、水道施設の工事のようすを紹介。

変わる安佐町の窓口事務

印鑑登録や税の納期など

このたび広島市と旧安佐町との合併で、旧安佐町役場は市役所安佐支所として、新しく生まれ変わりました。それに伴って、窓口業務の担当課も、これまでの住民、厚生、税務の各課が1か所にまとめられて市民課で行なうようになりました。戸籍関係は市民係、税務関係は税務係、国保や年金など民生・衛生関係は厚生係で行なっています。また、事務手続きの内容も一部が変わりますが、安佐地区のみなさんに対する住民サービスが低下しないよう、充分に心をくばることにしています。なお、移動役場はこれまでどおり行ないます。以下、合併によって、変わる戸籍や税務の手続きと内容をご紹介します。

■戸籍関係／◇印鑑証明の方法＝印鑑証明書の発行は、複写機でコピーして作ることになります。そのため、現在登録されている印鑑つまり実印を引続き登録される人は、合併の日から1年のあいだにコピーのできる用紙に登録替えをしていただくことになります。この登録替えをされなくても、昭和47年5月19日までは旧様式の登録は有効ですが、47年5月20日でその登録が取り消されます。このため、このあいだに登録替えをされなかった人は、その後は新たに登録しなおすことになります◇登録替えの方法＝登録替えをするには、本人が、現在登録されている印鑑を持って安佐支所へ出向き、登録替え申請書（窓口に備付け）に必要なことがらを記入して提出してください。また、その際、改印をされる人は、現在登録されている印鑑と新しい印鑑をご持参ください。どうしても本人が出向かれない場合は、その人の委任状と印鑑、代理人の印鑑がいります。

■税務関係／◇納期の変更＝①市県民税：1・2・3期はこれまでどおり、それぞれ6・8・10月ですが、4期が1月から12月に変わります②固定資産税：1・2期はこれまでどおり、それぞれ4・7月ですが、3期が12月から9月に4期が2月から11月にそれぞれ変わります③軽自動車税：定期分4月が5月に変わります◇法人税割の変更＝9.1%が10.7%になります◇納付場所＝安佐地区の市税の収納機関は、市役所安佐支所、安佐町農業協同組合本所、久地、毛木、後山、筒瀬、小河内、鈴張各支所、小浜出張所、広島銀行可部支店、郵便局になりましたので、ご利用ください。

この人をご存知ですか

国保の健康優良家庭

市では、44年度に医者にかからず、しかも保険料を完納された世帯を健康優良家庭として、記念品をお送りしましたが、つぎの人の住所が確認できないので困っています。市民のみなさんの中で、ご存知の人がありましたら、至急、国民健康保険課（電話45―2111内線 594）へご連絡くださるようお願いします6月30日までに連絡がなく、住所が確認できない場合は、該当者不明として処理させていただきます。（カッコ内は届け出住所）なお敬称は略します。

◇渡辺益男（牛田旭二丁目6―30）◇加登井裕子（田中町2―19）◇古田静江（西十日市町6―9）◇鈴木昭八（中広町一丁目11―21）◇前坂カヅ子（橋本町3―20）◇金原忠義（東青崎町2―38）◇山中道子（比治山町3―8）◇井上幸子（薬研堀6―20）◇河村明直（戸坂町93）◇津田清子（弥生町4―18）◇上野清信（本浦町3―11）◇渡辺秋一（東観音町19―18）◇中谷ヤスエ（山根町450の1）◇松村歌子（都町14―13）◇矢野靖子（大分県中津市大新田 323）◇小松原栄治（流川町6―6）◇東静雄（富士見町5―2キタムラアパート）◇菅中静夫（牛田新町三丁目14―24ミズマソウ）◇小田邦昭（光南四丁目12―4）

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和46年6月1日

福祉年金所得状況届のご提出を

六月二日から巡回して受付け

国民年金の福祉年金を受けている人は、毎年6月中に所得状況届を出していただくことになっています。

この所得状況届は、福祉年金を受けている人（受給権者）やその配偶者、受給権者を扶養している人から前年にどれだけの所得があったかを届け出ていただくもので、ことしの5月から来年の4月までの1年間、福祉年金を支給するか、停止するかを決める大切な届です。

この所得状況届を提出されないと今年度の年金が受けられません。また、毎年のように所得による制限がゆるめられていますので昨年支給されなかった人でも、ことしは支給される場合もあります。したがって、もれなく所得状況届を提出してください。

所得状況届は、市の職員が巡回して受け付けますので、指定の日に必ずおいでください。

近く個人あてに通知書をお送りしますので、おいでになるときは、この通知書と国民年金証書、印鑑を必ずお持ちください。

受給権者ご本人がおいでになれないときは代理人でも結構ですから、受給権者の生活状態をくわしく知っておられる人がおいでください。

安佐町地区のみなさんには、有線放送でお知らせしますので、個人あての通知書はお送りしません。

巡回受付けの日程と場所は、つぎのとおりです。

■旧市内地区／◇6月2日＝南観音小　草津小　井口出張所◇3日＝舟入小　草津小　江波中◇4日＝神崎小　観音小　己斐小◇7日＝天満小　西隣保館　己斐小◇8日＝広瀬小　大芝小　戸坂出張所◇9日＝白島小　牛田小　三篠公民館（三篠出張所隣）◇10日＝幟町小　尾長小　中山出張所◇11日＝袋町小　幟町小　尾長小◇14日＝青崎小　段原小　比治山消防会館（比治山出張所隣）◇15日＝比治山消防会館　段原小　仁保小　◇16日＝竹屋小　千田小　吉島小◇17・18日＝大河小　皆実小　宇品公民館（宇品出張所隣）

受付け時間は、いずれも午前9時30分から正午までと午後1時から同4時までです。

■沼田町地区／◇6月21日＝午前、沼田支所戸山連絡所、午後、吉山農協支所◇22日＝午前、沼田支所、午後、阿戸農協支所◇23日＝午前、大塚農協支所、午後、奥畑農協支所

受付け時間は、午前の部が、午前9時30分から正午まで、午後の部が午後1時から同4時までです。

■安佐町地区／6月5日から16日までのあいだに、お近くの移動役場回寄所へ必ずおいでください。回寄所間での連絡車運行時刻は、これまでどおりです。

当日おいでになれない人で、旧市内の人は市役所年金援護課へ、沼田町地区の人は沼田支所か戸山連絡所へ、6月25日から7月10日までに、また、安佐町地区の人は6月17日から6月21日までに安佐支所へおいでください。

くわしくは、市役所年金援護課（電話45―2111内線295・575）、沼田・安佐各支所へ。

募集

市役所臨時職員

■応募資格／18歳から40歳までの心身ともに健康な人。
■募集人員／約10人
■職務内容／市役所十日市出張所管内で、住民実態調査事務を行ないます。
■雇用期間／6月3日から6月19日まで。
■日給／1,200円
■応募方法／履歴書を持参のうえ、市役所人事課へおいでください。

選挙臨時事務員

■応募資格／18歳から45歳までの心身ともに健康な人。
■募集人員／若干人。
■職務内容／市選挙管理委員会事務局で、選挙事務を行ないます。
■雇用期間／6月1日から6月30日まで。
■勤務時間／午前8時30分から午後5時まで
■日給／1,000円。
■応募方法／履歴書を持参のうえ、市選挙管理委員会事務局庶務課（市役所北庁舎2階）へおいでください。

公民館教室参加者

■コース、講師、日程／◇料理＝平田百合子氏。6月3日から、毎週木曜日、時間は午後6時15～同8時15分◇コーラス＝福間章幹氏6月7日から毎週月曜日、時間は午前10時～正午◇時事解説＝松浦寛次氏。6月4日から毎月第1金曜日午後6時15分～同8時15分
■定員／時事解説は70人、その他は40人。
■対象／観音中通学区内に住所があるか通勤通学している18歳以上の人。
■申込み方法／往復ハガキに、住所、氏名、年齢、職業、希望コースを書いて申し込んでください。定員になりしだい締め切ります。

メーター委託検針員

■職務内容／水道メーターの検針業務
■応募資格／心身ともに健康で、毎日午後1回来局できる満18歳以上50歳未満の人。ただし、保証金1万円を予託できる連帯保証人がふたり必要です。
■待遇／①月額約5万5,000円程度②奨励金年2回支給③その他手数料支給制度がある。
■受付け期間／6月1日から6月10日まで。

受付け場所、提出書類など、くわしいことは、水道局総務課（電話21―4211）まで。

歯をみがこう それがわが家の合言葉

6月4日から「歯の衛生週間」

6月4日から10日までは「歯の衛生週間」です。市では、市歯科医師会と協力して、歯の検診、検査、指導、相談をつぎのとおり実施します。料金は無料ですから、多数ご利用ください。

◇とき／6月4・5・7日（3日間）の毎日午前9時から正午まで。
◇ところ／県歯科医師会館3階口腔保健センター（富士見町11―9電話41―4861）

また、妊産婦の歯の無料衛生相談を、年間を通じ、毎週土曜日の午後1時から同3時30分まで、県歯科医師会館3階口腔保健センターで行なっています。

くわしいことは、市役所衛生課（電話45―2111内線731）か市歯科医師会（電話43―4609）のどちらかへおたずねください。

統計調査にご協力ください

県事業所経済統計調査

6月1日から20日間の予定で、広島県事業所経済統計調査が行なわれます。

この調査は、県内にある従業員5人以上の事業所を対象に、くじ引き式に約1,800（うち市内で570）の事業所を選んで、45年度の経営収支の実態を調べ、県民所得推計の基礎統計を得るとともに、その統計資料を一般企業の経営指標として利用していただくことを目的に行なうものです。個々の調査票は、統計を作る目的以外に使うことは絶対にありません。県知事から任命された調査員が、おうかがいしましたら、この調査の趣旨をおくみとりいただき、調査票にありのままの状態を記入してくださるようお願いします。

くわしいことは、市役所統計課（電話45―2111内線227・471）へおたずねください。

市民生活実態調査

市では、市民生活実態調査を6月1日から20日間の予定で行ないます。お知らせいただいたことがらは、市民生活の実情を全体的におしはかるものですから、後日ごめいわくがかかるようなことはありませんので、調査員（女子大生）がおうかがいしましたら、この調査の趣旨をおくみとりいただき、ご協力くださるようお願いします。

市・県民税（1期分）
国民健康保険料（1期分）
納付期限　6月30日

広島市政と市民

6月15日号 No 383

人口と世帯

人口	565,650(556,380)
男	281,951(277,443)
女	283,699(278,937)
世帯	196,955(192,180)

昭和46年4月30日現在
(カッコ内は46年3月31日現在)

安佐町三国の花木団地

観光と農業の二本立て　将来は農協通じ直売所も

「花木団地（かぼくだんち）」をご紹介しましょう。すでに、安佐町に住んでおられるみなさんは、ご存知の人も多いでしょうが、合併前の旧広島市に住んでおられるみなさんの多くは、住宅団地を連想されたのではないでしょうか。

同じ団地でも、こちらの方は、カエデ、サザンカ、カイヅカイブキ（これらをひっくるめて、普通「花木」と呼んでいる）など植木類の集団栽培地なのです。以前から安佐町では、こうした花木栽培が盛んで、すでに京阪神、広島市場へ出荷され、農家の収入源になっています。

この花木団地は、旧安佐町が、安佐町大字久地の三国地区に、昭和四十三年から調査、計画を進めてきた事業で、昨年七月、団地の造成工事に着手しました。工事は四十五、四十六年度の二か年継続で行なわれることになっています四十五年度では、山林を畑にするための開墾と道路、排水路の建設が終っており、四十六年度では、引続き防災を兼ねたえん堤の建設や散水施設の整備など残りの事業を実施する計画です。

現在、この団地への入植希望農家は二十四戸ですが、造成後の畑約二十六ヘクタールは、大型の農業経営を目指すこれらの農家に配分されることになっています。

将来は、農協をとおして花木の直売所を設ける計画もあり、この団地が緑と詩情あふれる安佐地区の、観光と栽培を兼ね備えた花木センターとなるのも、そう遠くはないでしょう。

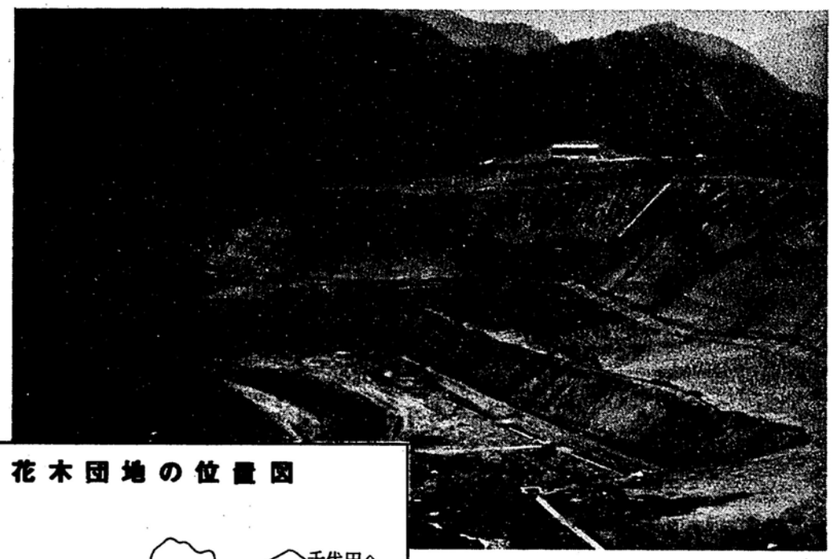

花木団地の位置図

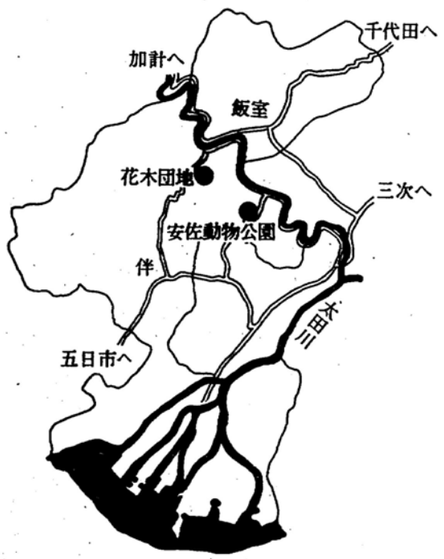

市政ワンポイント

商品の計量にウデ競う

ハカリの正しい使いかたを競う計量競技大会が、市の主催で今月八日、平和記念館大ホールで開かれた。

競技には食肉、お茶、百貨店スーパー店の三部門から従業員の代表者十人ずつが参加。計量器の調整、商品の計量、価格の計算など三種目にわたって日ごろのウデを競い合った。競技の結果、優秀者に市長の賞状とタテが贈られた。

表わしかたで興味わく統計

統計によると、広島市では一日に出生二十九・四人、死亡七・五人、転入百四十八・四人、転出百三十七・九人、結婚十五・五組、離婚一・八組という数字がでている。また、保健、衛生に関連したものでは、市民三百七十二人に一人の医師（歯科医師を含む）、同六十人に一ベッド、同八百六十七人に一人の薬剤師、同百九十六人に一人の理・美容師などとなっている。

この数字は、さきほど市統計課が発行した「市勢要覧」の市民生活の統計一覧の一部で、この数字の算出基準になった人口世帯は四十五年三月末現在の住民基本台帳、外国人登録による数字。とかく"無味乾燥な数字のら列"と、多くの人から敬遠されがちな統計数字も、このように見たり表わしたりすれば身近かに感じて興味もわく。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和46年6月15日

待望の消費生活センター

八丁堀、機会館二階に開設

このたび、市が市内八丁堀の市役所基町出張所跡に建設を進めていた機会館が完成し、この会館の二階に県立消費生活センターがオープンしました。

この消費生活センターは、消費者のみなさんに、消費生活上の科学的データーを提供するとともに消費者を啓発していくための拠点にしようと、広島市の中心部に開館したこの消費生活センターが、市民・県民のみなさんの消費生活の向上に役立つよう、こんごの利用が大いに期待されています。

そこで、この消費生活センターの開設を機会に、その内容をご紹介するとともに、わたくしたち消費者をとりまく現状と、それに対する消費者からの対策、こんごの課題などを、みなさんといっしょに考えてみることにしました。

県が市に建設を委託してできあがったものです。

中国地方最大の消費都市である

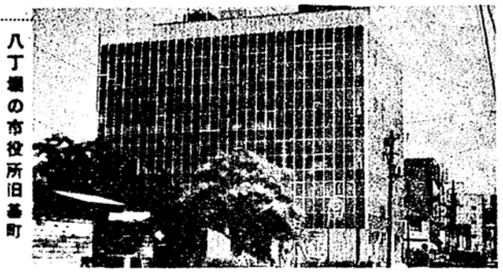

八丁堀の市役所旧基町出張所跡に完成した機会館

消費者をとりまく現状

経済の急速な発展によって、わたくしたちの所得水準はいちじるしく向上し、消費生活もかなり豊かになってきました。しかし、急テンポで上昇を続ける物価、技術革新や大量生産による新製品の続出とその受入れ態勢の立ち遅れ、誇大広告・宣伝の洪水と販売合戦の渦、有害添加物などによる食品公害、欠陥商品の出現、重目不足などなど、わたくしたち消費者を取りまいている数多くの問題は、いまや、消費者全体の日常生活に直接かかわり合いのある深刻で大きな問題になっています。しかもこの消費問題は、ただ単に、消費者だけがかしこくなれば解決するという簡単な問題ではありません消費問題は経済社会の全体的な規模と仕組みにつながる問題だけに消費者はもとより、業者、行政機関の、いわば三者が一体となって真剣に取り組んでいかなければ効果があがらない重要な問題です。

消費者活動の動き

このような消費者、業者、行政機関の三者による総合的な消費問題解決のための運動を進めるうえで、これまで、あまりにも力が弱かったのが消費者の立場だったといえるでしょう。いままでの消費者の多くは、よい商品か悪い商品かを見抜く力もなく、発ガン性物質などを含んだ危険食品や不当に高すぎる製品を買わされても、ただ泣き寝入りに終っていました。消費者ひとりひとりの力は弱く、ほんとうに微々たるものにすぎません。しかし、弱体である消費者も、しっかりとまとまり結びつけば、社会的に強く大きな力として活動できるわけです。

昨年十月に、それまで市内各地区で盛んな活動を続けてきた広島消費者モニタークラブを母体として、広島消費者協会が結成されましたが、これはさきに述べた、いわば団結の精神から生まれた消費者活動組織といえましょう。発足以来、現在まで①商品の試買テストや値段比較調査の実施、地区別共同購入、機関紙発行による資料提供と情報の普及など、幅広い消費者運動の展開②行政機関や各種業界への積極的な働きかけ③消費者リーダーの組織的、専門的な養成——の三つを柱に活動を続けてきています。また、この間に、消費者協会と広島地区の大学、短大などの教育機関とがタイアップし製品テストや情報交換を行なう消学連結協議会も結成されています

これまでの市の消費者対策

市では、こうした消費者と消費者をとりまく環境の動きに対し、昨年四月、商工課から消費経済係を独立、昇格させて新たに消費経済課を設けました。その後、消費者協会設立の手助けをするなど、消費者運動を市政の立場からバックアップし、消費者保護対策を軌道に乗せるとともに、関係業者や関係機関と協力して、いろいろな協議会、懇談会を開いて、消費者業者、行政機関が一体となって話し合える場を設けてきました。さらに、今年度は、市消費問題協議会を新設して、消費者、業者、行政機関の三者に学識経験者が加わって消費者保護の具体策を話し合い、行政に反映させるという積極的な体制づくりを進めています。

暮しの向上に役立てよう

県立消費生活センターの機能と役割り

このセンターは小消費者のみなさんが物価問題の知識を身につけたり、有害食品や計量、表示などに目を光らせたり、商品テストをしたり、消費活動や消費者行政の拠点となるところです。また、消費者のみなさんに、消費生活に関する科学的なデーターを提供する役割りを果たすといわば「情報の台所」ともなるところです。以下、センターのあらましをご紹介しましょう。

このセンターは、県が運営し、所長など県職員五人と消費生活コンサルタント二人、合わせて七人が常勤しています。このほかに、食品工業試験場、県衛生研究所、農事試験場などの技術・専門機関の職員も随時参加して、情報提供や苦情の処理に当っています。また、センターは、展示ホール、実技講習室、商品テスト室、事務室などを備えています。展示ホールは食品添加物などのパネル五十枚や各種商品、参考資料などが展示してあり、消費者の相談コーナーも設けられています。実技講習室を利用して毎月三回、主婦のために商品の合理的な買いかたや使いかたを指導する生活教室を開いたり消費者関係グループを集めて年六回、消費者リーダー養成講座を開いたりする予定です。商品テスト室では、消費者のみさんから持ち込まれる食品添加物（合成着色料、人工甘味料、漂白剤など）や品質（水分、糖度、脂肪分など）の検出、衣料品の素材鑑別、混用率テスト、電気製品、雑貨品などの安全性と性能のテストなどを行ないます。また、消費者の相談コーナーは、これまで県庁県民広報課にあった相談室を移転させ、二人の女性コンサルタントが、商品や商店のサービスに関しての苦情を受け付けるとともに、買物相談、生活設計相談に応じています。さらに、センターで実施した試買テストや商品テストなどの結果や情報を、消費者にわかりやすく解説し参加した消費者の声や業者、行政機関の考えかたなどをまとめて毎月一回、センター・ニュース一万部を発行することにしています。

消費問題——こんごの課題

いままでみてきたように、わたくしたち消費者をとりまく環境は常に動いています。弱い消費者も力を合わせてかなり強力な組織として成長しています。市や県でもそうした、消費経済界の動きにそって、行政面からバックアップしています。消費生活センターの開設もその一つですが、こんごセンターがオープンした現在、こんご消費者のみなさんがどのようにこのセンターを活動の拠点として活用していくかが大きな課題といえるでしょう。市消費経済課は、「この課題を解決するためには、この際、地区や職場などで、たとえ小さなグループででも、消費者グループを作って、いろんな問題を集め、整理して、ひとつの問題でも全体の消費者の問題として、センターに持ち込んでいただくようにすれば、なおいっそう成果があがるのではないだろうか」といっています。

また、広島消費者協会でも、全体の消費者の組織団体として、地区のグループづくりをいっしょうけんめい手伝っています。また、センターがオープンしたのを機会に、その利用を通じて、こんご、このセンターが消費者全体にとってほんとうに生きたものになるよう消費者みんなで盛りあげていくことを呼びかけています。

くわしいことは、市役所消費経済課（電話四五—二一一一内線八四四）か消費生活センター（電話二二—五五二二）へどうぞ。

あすの夢ひらく道てす正しい選挙

6月27日 参議院議員選挙

第九回参議院議員通常選挙の投票が六月二十七日に行なわれます

参議院に対する一般の関心は低く、投票も低調ですが、参議院の役割りをよく認識して、必ず投票に参加しましょう。

■投票通知書／投票所へは必ず、郵便でお届けした投票通知書を持って行きましょう。さる四月の統一地方選挙の際は、投票通知書を持って来られなかったために、思わぬ時間がかかり、また、いろいろと混雑のもとにもなりました。選挙人が転居、死亡などでおられない世帯へ投票通知書が配達された場合は、「〇〇へ転出」「〇月〇日死亡」などの符せんをつけて差出し人民しで郵便ポストへ入れてください。

■投票の時間／投票は、午前七時から午後六時までのあいだですがつぎの投票所は、これまでどおり投票時間が繰りあげになっていますからご注意ください。

◇似島投票所＝午前六時から午後五時まで◇金輪、山田各投票所＝午前七時から午後五時まで◇安佐第四投票所＝午前七時から午後四時まで。

■投票の順序／初めに地方区選出議員（投票用紙は薄桃色）を投票し、つぎに全国区選出議員（投票用紙は黄色）を投票します。

■不在者投票／投票当日に職務や業務のため、選挙人が属する投票区の区域外で従事中であるとか、やむをえない用務などで市外に旅行中か滞在中である人、そのほか県が指定する病院へ入院中で自ら投票所に行き投票することができない選挙人のために不在者投票ができます。その手続きが前回の選挙から一部変更になり、選挙人にとって繁雑であった不在者投票事由証明書は提出しなくてもよくなり、印鑑と通知書を持って市選挙管理委員会へおいでになれば、その場で宣誓書を出して不在者投票ができます。

■立会演説会／候補者の抱負や政見を直接選挙人に発表する立会演説会は、参議院地方選出議員候補者に限り開かれます。その第一回目は、六月八日に本川小学校で開かれましたが、第二回目は六月二十一日（月）午後七時三十分から段原小学校で開かれますので、多数おさそいあわせのうえご来聴ください。また、候補者の政見や経歴を記載した選挙公報を、六月二十五日ごろまでに各世帯へ配付するとともに、公費によるテレビやラジオの放送も随時行ないます。

6月20日 市議会議員（安佐選挙区）増員選挙

さる五月二十日に広島市に合併編入した安佐町の区域で、市議会議員一名を選び出す増員選挙が、六月二十日に行なわれます。この選挙のための不在者投票は、ただいま市役所安佐支所で行なっています。期限は六月十九日までですから、早目に投票してください。投票の場所や投票の時間などは、これまでどおりで、十七の投票所で行ないますが、安佐第四投票区の旧宇賀小学校高山分校だけは、投票時間が午前七時から午後四時までです。

この増員選挙や参議院選挙のお問い合わせは、市選挙管理委員会事務局選挙課（電話四五—二一一一内線四一三・四一四・四一五）へどうぞ。

国では、国民年金の強制加入者で、家計が苦しかったり、失業や災害などで保険料を納められない人のために保険料を免除する制度を設けています。免除には、法律で定められている要件にあてはまれば免除される法定免除と、所得のないときなど保険料を納められない事情を申請し、知事の承認を受ければ免除される申請免除があります。保険料を納めることが困難なときは必ず免除の手続きをしてください

国民年金の強制加入者

保険料を納められないときは、免除の手続きを

免除の条件と手続きはつぎのとおりです。

■法定免除／◇条件＝つぎのいずれかに該当するときは、届け出るだけで免除になります また免除の期間中は、年度ごとの手続きはいりません。①国民年金の障害年金、母子（準母子）福祉年金、障害福祉年金を受けているとき②生活保護法による生活扶助かから予防法による生活援助を受けているとき③国立らい療養所に収容されているとき◇手続きの期間＝いずれかの条件にあてはまるようになったときから十四日以内に◇届け出先と方法＝市役所年金援護課かお近くの出張所へ、国民年金手帳と印鑑を持参してください。

■申請免除／◇条件＝つぎのいずれかに該当するときは申請書を出してください。この場合の免除期間は、届け出の年度末までになっていますので、年度ごとに手続きをすることが必要です

①所得がないとき②加入者やその他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき③障害者や寡婦で、年間の所得が三十二万円以下のとき④保険料を納めることが、いちじるしく困難であると認められるとき◇手続きの期間＝毎年四月一日から七月三十一日までのあいだ◇届け出先と方法＝法定免除の場合と同じ。

消費者のみなさんが、買われた商品をもう一度計りなおし、計量に対する関心と認識を深めていただくとともに、商店のみなさんには、正しい量目で取引きしていただこうと、市では今年度もつぎの二十四か所に公衆ハカリを設置しました

このハカリの置き台は、消費者のみなさんの声を聞く意見箱になっていますので、買物全体にわたるご意見、ご要望などをお聞かせください。

もう一度計りなおそう

ことしも二十四か所に公衆ハカリを設置

◇広電会館己斐店＝己斐町◇広電会館宇品店＝宇品神田二丁目◇菱屋フードセンター＝観音新町一丁目◇いづみ八丁堀店＝新天地◇いづみ駅前店＝松原町◇マルシン舟入店＝舟入中町◇ユニード＝紙屋町二丁目◇主婦の店＝横川町三丁目◇原友ストアー＝鶴町◇ふじハイツセンター＝己斐上町◇公設市場＝基町◇丸食＝昭和町◇丸食＝旭町◇中西商店＝井口町◇鈴が台◇市川薬品＝庚午南町◇新見商店＝愛宕町◇生活協同組合＝戸坂町百田団地◇長崎屋スパーク観音店＝南観音二丁目◇長崎屋スパーク庚午店＝庚午北三丁目◇長崎屋スパーク東店＝段原日出町◇長崎屋スパーク吉島店＝光南一丁目◇福屋地下食品売場＝胡町◇ステーションビル地下食品売場＝松原町

このうち、長崎屋スパーク庚午店、同東店、同吉島店と福屋、天満屋、ステーションビル各地下食品売場は、自主的に設置されました。

計量に関するお問い合わせは、市役所計量検査所へどうぞ。

騒音防止講習会へご参加を

騒音防止の諸問題を、わかりやすく指導、解説するため、市と商工会議所が共催で、専門技術者を招いて、つぎのとおり講習会を開きます。個別相談も行ないますので、関係業者のみなさんは、もれなくご出席ください。

■とき／◇6月17日＝講習会（午前9時～正午）と個別相談（午後1時30分～同5時）◇6月18日＝個別相談（午前9時～正午と午後1時30分～同5時）

■ところ／商工会議所会議室

就業構造基本調査にご協力を

この調査は、総理府統計局が全国いっせいに、7月1日現在で行なうもので、就業や不就業再就職などの実態を調べて、雇用政策や労働力の流動化政策などの基礎資料にするものです。

本市では、106の調査区から約2,300世帯を選んで、その世帯の15歳以上の全員を調査します。調査員が6月下旬から調査票を配布し、記入の依頼をしますから、ご協力をお願いします

くわしくは、市役所統計課へおたずねください。

寡婦寮「光風苑」が開設

単身者26人を収容

市では、昨年度から市内大芝二丁目に鉄筋コンクリートづくり三階建ての寡婦寮＝光風苑を建設していましたが、このほど完成し、六月三十日に開設することになりました。光風苑への入居は、つぎの要領で行なっていますので、お申し込みください。

▪収容定数／二十六世帯。

▪入居資格／現在、住宅に困っている五十歳以上の日本人単身寡婦で、市内に住所があり老齢福祉年金の受給資格（年間収入が三十二万円以下）がある人。

▪使用料／一世帯月額千円。

▪入居手続き／寡婦寮住宅入居申請書に、必要書類を添えて、市福祉事務所福祉課へお申し込みください。

必要書類など、くわしいことは福祉課（電話四五―二一一一内線五八八・三一〇）へお問い合わせください。

★募集★

家庭奉仕員

▪職種・人員／◇老人家庭奉仕員◇身体障害者家庭奉仕員◇原爆被爆者家庭奉仕員＝いずれも若干人

▪職種内容／老人、身体障害者、原爆被爆者の家庭を訪問し、炊事洗たくなど身のまわりの世話や生活上の相談、助言、指導を行ないます。

▪受験資格／心身ともに健全で、老人福祉や原爆被爆福祉に理解と熱意を持ち、市内か近郊に住んでいる満三十歳以上五十歳未満（ことし六月一日現在）で、高卒以上の女子。なお、確実な身元保証人がいります。

▪給与・勤務条件／月額二万六千円。週五日制（土・日曜は休日）で三十時間勤務、ひとりで約五世帯を担当し、一週間に各世帯を一～二回巡回訪問する。

▪申込み期限／六月二十一日。

試験の日時や場所、受験手続きなど、くわしいことは、市役所人事課（電話四五―二一一一内線五二四）へお問い合わせください。

統計調査員登録者

市内で行なう統計調査の、調査員になっていただく候補者を募集しています。応募者は、台帳に登録し、調査を行なうときに統計調査員に選定し、調査事務にたずさわっていただくことになります。

▪登録資格／日本人で、市内か近郊に住み、市内での統計調査に従事できる満十八歳以上の人（ただし、税務事務従事者はのぞく）

▪登録期間／決っていませんが、希望によって一定の期間だけ登録することもできます。

▪申込み先／市役所統計課

▪その他／①統計調査員に任命された人は、非常勤の公務員になります②統計調査に従事する時間の制約はありません③調査が完了したときは、所定の調査員報酬が支給されます。

くわしいことは、市役所統計課（四五―二一一一内線二二七・四七一）へお問い合せください。

施設見学会参加者

▪とき／六月二十一日（月）午前九時から午後三時三十分まで。

▪見学する施設／千田下水処理場 安佐動物公園（建設中） 緑井浄水場。

▪集合／市役所玄関前に午前八時四十五分までに集合してください

▪申込み先／市役所広報課（電話四五―二一一一内線八四二・二二九）へ電話で申し込んでください

▪その他／①定員は五十人（定員になりしだい締め切る）②弁当、水筒、雨具は、各自でご持参ください③小雨の場合でも行ないます

市役所職員

区分	採用職種	採用予定人員	受験資格	申込み期限	第一次試験日
上級	事務	一般行政	男約二十名	①大学を昭和四十七年三月に卒業する見込みの人②大学を卒業した人で昭和二十一年四月二日以降に生まれた人。	七月八日（火）	八月一日（日）
上級	事務	社会福祉	各若干名			
上級	技術	土木・建築・機械	男若干名	①大学を昭和四十七年三月に卒業する見込みの人②大学を卒業した人で昭和二十一年四月二日以降に生まれた人。		
上級	技術	電気・工学	各若干名			
上級	技術	衛生・林学・林学	男			
上級	技術	農学・化学・応用化学	各若干名			
上級	技術	食品衛生・畜産・監視・獣医師	男	①短大か高専を昭和四十七年三月に卒業する見込みの人②短大か高専を卒業した人で昭和二十一年四月二日以降に生まれた人。		
中級	事務	社会福祉	各若干名			
中級	技術	土木・建築・農業・畜産	男若干名			
関連職員	保健婦	保健婦	女若干名	①保健婦か衛生検査技師の養成施設を昭和四十七年三月に卒業する見込みの人②免許がある人で昭和二十一年四月二日以降に生まれた人。	八月十六日（月）	八月二十日（金）
医療職係	衛生検査技師	衛生検査技師	女約四十名	①保母を養成する学校や施設を昭和四十七年三月に卒業する見込みの人②保母の資格のある人で昭和二十一年四月二日以降に生まれた人。		
保母	保母	保母	女約四十名			

採用試験案内、申込み書は市役所人事課にあります。

そのほか、くわしいことは、市役所人事課（電話45―2111 内線524・243）へお問い合わせください。

不要犬を回収します

沼田・安佐両地区で

市飼犬管理事務所では、つぎの要領で沼田・安佐両地区の不要犬の回収を行ないますので、ご利用ください。なお、さきごろ沼田地区で行なった定期狂犬病予防注射の際、文書でお知らせした今後の実施方法は、この要領に改めます

▪回収日時／◇沼田地区＝毎月第三月曜日（ただし、定期狂犬病予防注射を行なう四月と十月は、各注射場で回収を行ない、定期回収は行なわない）

▪不要犬の届け出／不要犬の回収を依頼される場合は、沼田・安佐各支所の西保健所分室か戸山連絡所へ、回収日の前週金曜日までに届け出てください。その場合、分室の係員が犬をつなぐ場所や日時方法などを指示しますので、確実に守ってください。

被爆者定期健康診断を

日曜健診は6月20日に

四十六年度の被爆者健康診断と特別被爆者健康手帳の検認を行ないますから受診してください。六月後半の日程はつぎのとおりです。

▪出張班／◇十七・十八・二十一・二十二・二十三日＝段原集会所◇二十四・二十五・二十八・二十九日＝比治山会館（比治山出張所隣）◇三十日＝仁保小。

受付け時間は、午前九時三十分から同十一時四十五分までと午後一時から同二時四十五分までです。

▪原爆被爆者福祉センター班／◇十五・十六日＝中島地区◇十七・十八・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十八・二十九日＝千田地区◇三十日＝神崎地区受付け時間は、午前九時から同十一時四十五分までと午後一時から同三時十五分までです。

▪日曜健康診断／六月二十日午前九時から正午までと午後一時から同三時まで、原爆被爆者福祉センターで行ないます。

青少年映画教室へどうぞ

▪とき／6月30日（水）午後6時30分から

▪ところ／市青少年センター大ホール。

▪上映映画／「上意うち」

▪入場料／無料。

入場整理券は、市役所受付、地区公民館青少年センターにあります。

ことしこそ家族揃って 市交通災害共済へ

ただいま、町内会や職場などのご協力で46年度交通災害共済のいっせい切替えを行なっています。昨年度に続いて加入される人はもちろん、新しく加入される人も、家族みんなで加入して、恐ろしい交通災害に備えましょう。